

青森市議会会議規則の一部を改正する規則

青森市議会会議規則（平成十七年青森市議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第二項中「日数を定めて」を「出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第九十一条第一項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第二項中「日数を定めて」を「出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第三百三十九条第一項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）」を「及び請願者の住所」に、「押印」を「署名又は記名押印」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「請願を」を「前二項の請願を」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。



提案理由

本会議及び委員会の欠席に係る事由を明確化する等のため、提案するものである。

青森市議会委員会条例の一部を改正する条例

青森市議会委員会条例（平成十七年青森市条例第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号イ中「税務部」の下に「、浪岡振興部（他の常任委員会の所管に属することを除く。）」を加え、「、出納及び浪岡事務所（他の常任委員会の所管に属することを除く。）」を「及び出納」に改め、同項第三号中「都市整備部」の下に「、水道部」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の青森市議会委員会条例第二条に規定する常任委員会（以下「旧委員会」という。）の委員、委員長及び副委員長として選任又は互選されている者は、この条例による改正後の青森市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）第二条に規定する常任委員会の委員、委員長及び副委員長として選任又は互選されたものとみなし、その任期は、改正後の条例第三条第一項の規定にかかわらず、旧委員会における委員の残任期間とする。

3 この条例の施行の際現に旧委員会に付託されている事件は、改正後の条例第二条の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会に付託されたものとみなす。

~~~~~◇~~~~~

### 提案理由

青森市事務分掌条例の一部改正に伴い、所要の改正をするため、提案するものである。